

京都市告示第371号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

令和5年10月16日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

鳥居本町景観まちづくり協議会

2 代表者

平沼 充代

3 主たる事務所の所在地

京都市右京区嵯峨鳥居本化野町12-89

4 活動の対象区域

鳥居本町自治会区域（京都市右京区嵯峨鳥居本化野町の一部、同一華表町の一部、同北代町の一部、同小坂町の一部、同仙翁町の全部、同中筋町の全部、同深谷町の一部、同仏餉田町の一部、同六反町の全部、京都市右京区嵯峨龜山町の一部、京都市右京区釈迦堂藤ノ木町の一部、京都市右京区二尊院門前往生院町の一部、京都市右京区二尊院門前善光寺山町の一部）

5 活動の目的

鳥居本町自治会内の良好な景観形成とまちづくり

(都市計画局都市景観部景観政策課)